〇筑北村キャラクターデザイン使用に関する要綱

令和6年5月1日

告示第66号

（趣旨）

第１条　この要綱は、筑北村キャラクター「天舞くん」と「ちくにゃん」（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において「キャラクター」とは、村が定めた基本デザイン及び村長が別に定めるその展開デザインのことをいう。

　（「天舞くん」「ちくにゃん」に関する権利）

第３条　「天舞くん」と「ちくにゃん」の権利は筑北村に属する。

　（使用の申請）

第４条　「天舞くん」及び「ちくにゃん」を使用する者は、あらかじめ筑北村長に筑北村キャラクターデザイン使用申請書（様式第１号）と様式第1号に記載している必要書類を添えて、村長に提出しなければならない。ただし、公益目的（非営利）の使用で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、図柄を変更することなく平面で使用するときは、この限りではない。

（１） 村の関係機関が使用するとき

（２） 学校等が教育の目的で使用するとき

（３） 村内自治会等の住民組織が地域活動において使用するとき

（４） 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき

（５） 個人、家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用するとき

（６） その他村長が使用について適当と認めたとき

　（使用の承認）

第５条　村長は、前条に規定する申請があったときはその内容を審査し、次のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

（１） 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき

（２） 村の信用や品位を損なうおそれがあると認められるとき

（３） 特定の個人、政治、宗教団体の支援または支援するおそれがあると認められるとき

（４） 自己の商標、意匠等として独占的に使用または使用するおそれがあると認められるとき

（５） 不当な利益を得るための利用又は利用するおそれがあると認められるとき

（６） キャラクターを第６条に規定する事項に基づき使用せず、または使用しないおそれがあると認められるとき

（７） 営利を目的として使用する場合は、先に使用許可したデザイン使用物品と類似物であると認められたとき（なお、先に許可を受けている者より使用の同意を得た場合は、この限りではない。）

（８） その他村長が使用について不適当と認めるとき

２　村長は、前項の規定による申請を承認するときは、筑北村キャラクターデザイン使用承認通知書（様式第２号）により通知するものとする。

３　村長は、使用承認に際し、必要な条件を付することができる。

　（遵守事項）

第６条　キャラクターを使用する者は、「筑北村キャラクターデザイン使用マニュアル」及び次の各号を遵守しなければならない。

（１） 使用承認を受けた用途のみに使用すること

（２） 定められた色、形状、配色等を正しく使用すること

（３） 第５条の許諾を受けた権利を譲渡または転貸しないこと

（４） 当該使用に係る対象物の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること

（５） 商標登録、意匠登録等の出願並びに著作物に関する自己の権利の新たな設定及び登録を行わないこと

（６） 「天舞くん」「ちくにゃん」のイラストに近接して「天舞くん」又は「ちくにゃん」の文字表記することを原則とするが、困難な場合は村と協議を行うこと

　（使用料）

第７条　キャラクターの使用料は、無料とする。

　（使用期間）

第８条　キャラクターを使用できる期間は承認日から、２年以内とする。

２　前項の使用期間満了後においても、引き続き使用するときは、筑北村キャラクターデザイン使用変更申請書（様式第３号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、使用者は、当該使用承認を受けた事項を変更しない限り、使用承認期間満了後においても、在庫整理の期間として、引き続きキャラクターを使用することができるものとする。

３ 前項の申請があった場合の扱いは、第５条によるものとする。

　（承認内容の変更）

第９条　使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ筑北村キャラクターデザイン使用変更申請書（様式第３号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　村長は前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査の上、適当と認めるときはこれを承認し、筑北村キャラクターデザイン使用変更承認通知書（様式第４号）により通知するものとする。

　（承認の取消し）

第10条　村長は、使用者が第６条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この要綱に違反したときは、使用の承認を取り消すことができる。

２　村は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（責任の制限）

1. 村は、使用者がキャラクターの使用によって第三者に対して損害又は損失を与え　た場合について、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

　（補則）

1. この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第１号

筑北村キャラクターデザイン使用申請書

　　年　　月　　日

　筑北村長　様

申請者　所在地

企業・団体名

代表者名

「筑北村キャラクターデザイン使用に関する要綱」および「筑北村キャラクターデザイン使用マニュアル」を了承の上、下記のとおり筑北村キャラクターを使用したいので申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 使用対象物件 |  |
| 使用キャラクター※番号に〇をつけてください | １「天舞くん」と「ちくにゃん」２「天舞くん」のみ　　　３「ちくにゃん」のみ |
| 使用目的 |  |
| 使用方法 |  |
| 使用期間（最長２年） |  |
| 使用数・制作数 |  |
| 連絡先 | 担当者名：　　　　　　電話番号：　　　　　　メールアドレス ： |

※販売目的の場合、以下について記載。

|  |  |
| --- | --- |
| 商品の名称 | 　　 |
| 販売小売予定価格（税込） | 　　　　　　　　　　　　円 |
| 販売場所 |  |

※添付書類

１　企画書、見本等（レイアウト、スケッチ、原稿等）

２　その他参考資料

３　申請者の概要（パンフレット等事業内容が分かるもの）

様式第２号

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　様

筑北村長　　印

筑北村キャラクターデザイン使用承認通知書

年 　月 　日付けで申請のありました「筑北村キャラクター」の使用について、下記のとおり承認します。

記

１　使用対象物件

２　使用期間

　　　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日まで

※これ以降もご使用いただける場合は再度申請をお願いします。

※なお、村から期限が切れる旨の通知はいたしません。

３　使用条件

（１）使用に関しては「筑北村キャラクターデザイン使用に関する要綱」及び「筑北村キャラクターデザイン使用マニュアル」の内容を遵守してください。

（２）完成品は村にお送りください。完成品が申請内容と大きく異なる場合は使用を取り消すことがあります。

様式第３号

筑北村キャラクターデザイン使用変更申請書

　年　　月　　日

　筑北村長　様

申請者　所在地

企業・団体名

代表者名

年　　月　　日付　第　　号で承認を受け付けた内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 変　更　内　容 | （変更前） |
| （変更後） |
| 変　更　理　由 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 連　　絡　　先 | 担当者名電話メールアドレス |

※添付書類

１　企画書、見本等（レイアウト、スケッチ、原稿等）

２　その他参考資料

３　申請者の概要（パンフレット等事業内容が分かるもの）

様式第４号

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　様

筑北村長　　印

筑北村キャラクターデザイン使用変更承認通知書

年 　月 　日付けで申請のありました「筑北村キャラクター」の使用変更について、下記の通り承認します。

記

１　使用対象物件

２　使用期間

　　　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日まで

※これ以降もご使用いただける場合は再度申請をお願いします。

※尚、村から期限が切れる旨の通知は致しません。

３　使用条件

（１） 使用に関しては「筑北村キャラクターデザイン使用に関する要綱」及び「筑北村キャラクターデザイン使用マニュアル」の内容を遵守してください。

（２） 完成品は村にお送りください。完成品が申請内容と大きく異なる場合 は使用を取り消すことがあります。